

# 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

## 第1 目的

この要綱は、地震による被災建築物の応急の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定制度を定めることにより、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において「判定士」とは、知事の認定を受け、地方公共団体等の依頼により応急危険度判定を行う者をいう。

## 第3 認定の申請

第2の知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）1通に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ただし、電子情報処理組織（愛媛県の使用に係る電子計算機と当該認定制度要綱に基づく手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、同じ。）を使用する方法（愛媛県がインターネットの利用その他の方法により公表するものに限る。）により行う場合は、この限りではない。

### (1) 次のイからハのいずれかに掲げる書類

イ 建築士の免許証の写し

ロ 建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し

ハ 実務経験証明書（様式第2号）（第4第1項第1号ハに該当する者に限る。）

### (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類

（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）

### (3) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた手続は、愛媛県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に愛媛県に到達したものとみなす。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により手続をする者は、当該手続を書面等（書面、書類、その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他愛媛県が定める事項を、手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、手続を行わなければならない。

#### 第4 判定士の認定の基準等

知事は、申請者が次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、これを判定士として認定するものとする。

(1) 次のイからハのいずれかに該当する者又は知事がこれと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

ロ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理技術検定に合格した者（2級の種別で躯体、仕上げを除く）

ハ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務（令和2年3月1日改正前の建築士法施行規則第10条に規定する実務の経験をいう。）の経験年数が3年以上の者で、所属長が建築士と同等の知識及び技能を有する者と認めた者

(2) 愛媛県内に在住し、又は在勤する者であること。

(3) 知事が指定する地震被災建築物の応急危険度判定講習（以下「指定講習」という。）を修了した者であること。

ただし、他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の登録を受けた者については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による判定士としての認定をしたときは、判定士認定台帳（以下「台帳」という。）に登録の上、判定士登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の認定をしなかったときは、その理由を付して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項による認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、申請により更新することができるものとする。

5 第3の規定は、更新の認定の申請について準用する。この場合において、第3第1号から第3号に掲げる書類については、登録証の添付をもってこれらに代えることができるものとする。

#### 第5 登録証の携帯義務等

判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、判定士の申請により登録証の再交付を行うものとする。

(1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき。

(2) その他知事がやむを得ないと認めたとき。

- 3 前項の申請は、登録証再交付申請書（様式第4号）によらなければならない。ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。
- 4 第4第4項に規定する認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は第7の規定により認定を取り消されたときは、判定士であった者は、その登録証を速やかに知事に返還しなければならない。

## 第6 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、申請事項変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、台帳の記載事項を修正するものとする。

## 第7 認定の辞退

判定士は、第4第4項の認定を辞退しようとするときは、様式第6号による辞退届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消するものとする。
- 3 第1項の規定による届出がなく、判定士が死亡している事実が判明したときは、第2項の規定によらず台帳から抹消するものとする。

## 第8 認定の取消し

知事は、第2の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合、知事は当該認定を取り消した者にその旨を通知するものとする。

- (1) 建築士法に規定する建築士でなくなったとき。
- (2) 建設業法施行令に規定する建築施工管理技士の合格取消しを受けたとき。
- (3) その他知事が判定士として不適任と認めたとき。

- 2 前項の規定により、認定の取り消しを行った場合は、台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

## 第9 関係機関への通知

知事は、台帳の登録を行ったときは、「判定士の招集に関する協定」に基

づき、その内容を速やかに関係機関に通知するものとする。

2 前項の規定は、台帳の抹消又は変更を行った場合に準用する。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

2 改正前の愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「旧要綱」という。）第4第4項の規定により交付されている登録証の認定の有効期間を5年までとしている登録証については、旧要綱の規定にかかわらず、登録証の有効期間を、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

様式第1号（第3関係）愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規 更新</div>	申請書
		年 月 日	
愛媛県知事 様		申請者 郵便番号 (      -      )	
		住 所	
		フリガナ	
		氏 名	
		自宅TEL	
		携帯番号	
		メールアドレス	
※電話番号及びメールアドレスは、 招集時（発災時）に連絡可能なものを記入してください。			
愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士としての認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。また、申請書に記載の内容を県から公益社団法人愛媛県建築士会に提供することに同意します。			
生 年 月 日	昭・平 年 月 日	性別	男・女
血 液 型	血液型 (RH +・-)	※更新者のみ記入してください。	
	A・B・AB・O	現在の判定士登録番号 第	号
		登録年月日	年 月 日
建築士の免許	一級・二級・木造	登録番号 大臣・(      ) 知事 第	号
建築施工管理技士	一級・二級 (躯体、仕上げ除く)	番 号 第	号
右欄に該当する場合は、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください→ <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員で実務経験による申請			
勤務先名	名称 住所 〒 電話		
所属団体名			
注意 1 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。 2 所属団体欄は、建築士会〇〇支部、事務所協会等建築士に 関係する団体に加入している場合に記入してください。			写真 縦 3.5㎝×横 2.5㎝ 6か月以内撮影 無帽、正面、上半身、無背景
添付書類 (1) 建築士の免許証の写し、建築施工管理技士合格証明書の写し(二級の種別で躯体、 仕上げを除く)又は実務経験証明書(地方公共団体の職員に限る。) (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類(住民票、運転免許証の写し、 身分証明証の写し等) (3) 写真2枚(当該申請書1通貼付、他写真のみ1枚)			<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;">(のりづけ)</div>
※受付欄		※認定欄 認定年月日 年 月 日 認定番号 第 号	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。  
 2 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。  
 3 ※印欄は、記入しないでください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士実務経験証明書

年 月 日

愛媛県知事 様

証 明 者

職 名

フリガナ  
氏 名

印

下記の者は、建築に関する実務（建築士法施行規則第10条に規定する実務に準じる。）を3年以上経験し、建築士と同等の知識及び技能を有することを証明します。

被証明者氏名		生年月日	年 月 日
勤務先・所属	所在地	主な経験の内容	期 間
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
			年 月から 年 月まで 年 ヶ月
合計経験年数			年 ヶ月

※1. 上から順に最近のものから記入してください。

2. 所在地については、〇〇県〇〇市、〇〇町程度で結構です。

3. 合計の経験年数が3年以上となった時点で、以降の実務経験は記入する必要はありません。

（表面）

愛媛県地震被災建築物 登録番号 第 号	
<b>応急危険度判定士登録証</b>	
氏 名	写 真  縦3.5cm×横2.5cm
生年月日	
資 格	
登録年月日 年 月 日	
有効期限	
愛媛県知事	印

（縦5.5cm×横8.5cm）

（裏面）

（血液型）	（ R H ）
（連絡先）	
<p>この登録証は、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱第4の規定に基づき、愛媛県知事が判定士として認定し、交付したものである。</p> <p>注1. 判定士は、判定作業を行うときはこの登録証を携帯し、関係人の請求があったときは提示してください。</p> <p>2. この登録証の有効期間は、表面のとおりです。認定を更新する場合は、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士更新申請書にこの証を添付してください。</p> <p>3. 認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は認定を取り消されたときは、この登録証を速やかに知事に返還してください。</p>	

（縦5.5cm×横8.5cm）

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 登録証番号

フリガナ  
氏 名

連絡先

メールアドレス

※電話番号及びメールアドレスは、  
招集時（発災時）に連絡可能なものを記入してください。

下記のとおり、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士登録証の再交付を申請します。また、申請書に記載の内容を県から公益社団法人愛媛県建築士会に提供することに同意します。

再交付を申請する理由

**添付書類**

- (1)写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm、無帽、正面、上半身、無背景）
- (2)現に交付されている登録証（紛失した場合を除く。）
- (3)住民票又は免許証等の写し（氏名に変更がある場合）
- (4)建築士の免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し（免許証に変更がある場合）

※氏名・免許証の変更による再交付の場合、併せて認定申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請事項変更届

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 登録証番号

フリガナ  
氏名

連絡先

メールアドレス

※電話番号及びメールアドレスは、  
招集時（発災時）に連絡可能なものを記入してください。

下記のとおり、愛媛県被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。また、申請書に記載の内容を県から公益社団法人愛媛県建築士会に提供することに同意します。

変更事項	変更前	変更後
フリガナ 氏名		
住所	〒	〒
自宅電話番号 ・ 携帯番号		
勤務先名 名称 住所 電話 FAX	〒	〒
建築士の免許	一級 ・ 二級 ・ 木造	一級 ・ 二級 ・ 木造
	登録番号	登録番号
建築施工管理技士	一級 ・ 二級 (躯体、仕上げを除く)	一級 ・ 二級 (躯体、仕上げを除く)
	番号	番号

※添付書類

- (1)住民票又は免許証等の写し（氏名に変更がある場合）
- (2)建築士の免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し(免許証に変更がある場合)

※ 氏名又は資格の変更の場合で、登録証を再発行する場合は、併せて登録証再交付申請書（様式第4号）を提出してください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定辞退届

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者 登録証番号

フリガナ  
氏 名

連絡先

下記の通り、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の認定を辞退します。

辞退する理由

**※添付書類**

(1)現に交付されている登録証（紛失した場合を除く。）